

県営住宅集会所使用要綱

県営住宅集会所の管理及び使用については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第1条 集会所は、県営住宅入居者相互の親睦と共同の福祉の増進をはかるとともに、地域のコミティーづくり、文化活動等の推進に寄与するため使用するものとする。

(集会所の管理)

第2条 集会所の管理は、当該団地を管理する住宅管理主任(以下「管理・主任」という。)が県営住宅入居者等で組織する団地自治会(以下「自治会」という。)の協力を得て行うものとする。

(集会所の運営)

第3条 集会所の運営は、自治会が行うものとする。なお自治会は第1条の趣旨にのっとり、集会所の運営に関する細則を定めるものとする。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ自治会に使用申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、住宅管理主任が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(保管義務)

第5条 自治会は、常に善良なる注意をはらい建物及び備品類を正常な状態において雑持し使用しなければならない。

(使用の制限)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、集会所の使用を許可しない。

- (1) 団地生活の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 営利を目的とする物品の販売及び展示会等と認めたとき。
- (3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的とすると認めたとき。ただし、公職選挙法に基づき、公営施設使用の立会演説会場、個人演説会場又は投票して指定された場合はこの限りでない。
- (4) 集会所の使用が当該団地の管召上支障をきたすおそれがあると認めたとき。
- (5) その他集会所の使用を不相当と認めたとき。

(使用者の注意)

第7条 使用者は、次の各号を厳守の上使用し、使用後は自治会の確認を受けなければならない。

- (1) 保安上又は衛生上有害又は危険なものを持ち込まないこと。
- (2) 使用後の清掃、整頓を行うこと。
- (3) 火災等の予防に万全を期し、使用後は施錠をして鍵を自治会に返還すること。
- (4) 備付器具その他の物品を滅失又はき損しないこと。
- (5) 大声、高唱、高音等を発しないこと。
- (6) その他近隣者に著しく迷惑をかける行為をしないこと。

(使用時間)

第 8 条 集会所の使用時間は、午前 9 時より午後 10 時までとし、特に終了時間は厳守しなければならない。ただし、自治会の承認を受けた場合又は葬祭で使用するときはこの限りでない。

(使用者負担)

第 9 条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、集会所を使用する場合の電気料、ガス料、水道料、汚物及びじんかい処理等の費用は、使用者の負担とする。

(補修の区分)

第 10 条 修繕費の負担区分は次のとおりとする。

- (1) 修繕費の区分は、神奈川県営住宅管望条例第 25 条に定めるところによる。
- (2) 集会所の附属設備、器具、什器等修繕に要する費用は、使用者が負担する。

(使用の取消等)

第 11 条 次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 団地生活の秩序、善良なる風俗を乱す事実もしくは団地の管理上支障を来たす事実が発生するおそれがあると認めたととき又は事実が発生したとき。
- (2) 管理主任、自治会の指示に従わないとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項で運営に支障があると認められた場合は、住宅管理課長の指示によらなければならない。

附則

この要綱は昭和 38 年 9 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は昭和 43 年 4 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は昭和 44 年 1 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は平成元年 7 月 1 日から施行する。